

公益社団法人大阪府看護協会  
代議員及び予備代議員選出に関する規程

(平成 31 年 2 月 8 日改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）における、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）定款第 12 条に規定される代議員及び同第 14 条に規定される予備代議員を選出するために必要な事項を定める。

(選出方法)

第 2 条 代議員及び予備代議員の選出は、通常総会において選挙により行う。

(事務の管理)

第 3 条 代議員及び予備代議員の選出に関する事務は、本会の選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙は、総会の議長（以下「議長」という。）の管理の下の執行されるものとする。

第 2 章 代議員及び予備代議員の任期等

(代議員の任期)

第 4 条 代議員の任期は、日本看護協定会款第 13 条第 2 項の規定により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(代議員の任務)

第 5 条 代議員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本看護協会総会に参加して選挙権及び議決権を行使する。
- (2) 代議員は総会出席にあたり会員の意見聴取のうえ出席し、議決事項について会員に報告する。
- (3) 総会参加後、所定の報告書を本会に提出する。
- (4) 日本看護協会の事業内容及び看護に関する動向を理解し、各会員への情報伝達を行うとともに、本会としての必要な取り組みについて提案する。

(代議員の責務)

第6条 前条の任務を果たすため、代議員は以下の責務を負うものとする。

- (1) 本会総会に参加し、本会の事業内容及び会員の声を把握する。
- (2) 所属する支部会に参加し、支部会員の声及び課題を把握する。
- (3) 日本看護協会総会の議決事項を報告し、会員へ周知する。
- (4) 本会が開催する研修会に参加し、代議員との情報交換を密に行い、課題を明確化する。

## 第3章 選出基準

(代議員及び予備代議員の定数)

第7条 代議員及び予備代議員の定数は、日本看護協会定款細則第13条及び同第15条の規定により日本看護協会から通知された代議員数及び予備代議員数とする。

(職種ごとの最低選出数)

第8条 代議員は、日本看護協会定款細則第14条に基づき、職種ごとに看護師2名、保健師、助産師、准看護師から各1名を定数の範囲内で最低選出するものとする。

2 前項の規定は予備代議員について準用する。

(代議員の定数等)

第9条 代議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び准看護師理事及び監事の職にある者 14名
- (2) 日本看護協会定款細則第13条により通知された代議員の定数から前号の数を控除した数
- (3) 前号の定数は、選出する前年12月末日現在の支部会員数の割合に応じて、理事会の決議により別に定める。
- (4) 会長は、日本看護協会地区理事たる地位にあるため、代議員にはならない。

(予備代議員の定数等)

第10条 予備代議員の定数は、前条の代議員の定数と同数以上で、理事会の決議により別に定める。

(予備代議員と代議員の対応関係)

第11条 予備代議員が補欠として対応する代議員は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号に関する予備代議員は、同条同号のすべての代議員に対応する。
- (2) 第9条第2号に関する予備代議員は、支部ごとに当該支部内のすべての代議員に対応する。

#### 第4章 選出手続

##### (選出の時期及び選出方法)

第12条 代議員及び予備代議員は、任期の始期が属する年度の前年度の定時総会において選出する。

2 代議員及び予備代議員は、第9条第1号及び第2号の別に選出する。

3 前項の場合において、第9条第1号の代議員及び予備代議員は、理事会が推薦する者から選出し、同条第2号の代議員及び予備代議員は、支部からの推薦候補者及び会員からの立候補者から選出する。

##### (選挙管理委員会への通知)

第13条 会長は、第9条の代議員及び予備代議員の定数が決定されたときは、速やかに推薦委員会及び選挙管理委員会へ通知しなければならない。

##### (選出の公示)

第14条 選挙管理委員会は、代議員及び予備代議員の選出について、選出期日の4ヶ月前までに公示しなければならない。

##### (本会への推薦依頼)

第15条 推薦委員会は、前条による公示がなされた後、速やかに、文書にて本会へ代議員及び予備代議員候補者の推薦を依頼するものとする。

2 依頼に当たっては、推薦書の受理期間を明示しなければならない。

3 推薦書の受理期間後、推薦書を受理した人数が定数に満たない場合は、再度推薦を依頼するものとする。

##### (本会による候補者の推薦)

第16条 本会による候補者の推薦は次のとおりとする。

(1) 第9条第1号の代議員及び予備代議員の推薦候補者は、理事会が選出する。

(2) 第9条第2号の代議員及び予備代議員の推薦候補者は、各支部が選出する。

2 会長は、前項により選出された推薦候補者の推薦書を作成し、選出期日の3ヶ月前までに推薦委員会へ提出するものとする。

##### (推薦委員会による候補者の推薦)

第17条 推薦委員会は前条第2項により受理した推薦書に基づき、代議員及び予備代議員の推薦候補者を審査・確定し、推薦候補者名簿を選出期日の2ヶ月前までに本会選挙管理委

員会に届け出るものとする。

(立候補の届出)

第18条 第9条第2号の代議員及び予備代議員に立候補しようとする者は、自らが所属する支部の正会員10名以上の推薦を受け、別に定める書面により、選出期日の3ヶ月前までに、代議員・予備代議員の候補者として選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の辞退)

第19条 代議員及び予備代議員の候補者が、その届出後に候補者を辞退しようとするときは、次条により候補者を公表する2週間前までに、別に定める書面により、選挙管理委員会に届け出なければならない。

(代議員及び予備代議員候補者の公示)

第20条 選挙管理委員会は、代議員及び予備代議員の候補者の氏名、勤務先名、職種、支部名並びに推薦候補者か立候補者かの区別について、その選出期日の1ヶ月前までに会員に公示しなければならない。

(選挙の執行)

第21条 選挙管理委員会は、通常総会において、代議員及び予備代議員のための選挙を執行する。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第22条 会長は、選出した代議員及び予備代議員の氏名、勤務先名、職種を、毎年7月末日までに日本看護協会会長に報告しなければならない。

2 やむを得ず選出代議員を変更する場合には、会長は、予備代議員名簿に従って選出し、日本看護協会会長へ直ちに届け出なければならない。

## 第5章 補 則

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。